

## 令和8年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

令和8年3月26日瑞穂町教育委員会第3回定例会が庁舎3階会議室3-2に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 白石 渚 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 稲富 泰輝 君  
・教育指導課 統括指導主事 芳井 伸彦 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君  
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第7号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

|        |          |                               |
|--------|----------|-------------------------------|
| 日程第 4  | 議案第 8 号  | 瑞穂町公立学校の主任の職の指定等に関する要綱を廃止する訓令 |
| 日程第 5  | 議案第 9 号  | 瑞穂町教育委員会交際費支出基準               |
| 日程第 6  | 議案第 10 号 | 瑞穂町文化賞表彰要綱の一部を改正する告示          |
| 日程第 7  | 議案第 11 号 | 令和 8 年度瑞穂町立学校教育課程編成について       |
| 日程第 8  | 議案第 12 号 | 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について          |
| 日程第 9  | 議案第 13 号 | 瑞穂町青少年委員の委嘱について               |
| 日程第 10 | 議案第 14 号 | 瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について            |
| 日程第 11 | 議案第 15 号 | 瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について          |
| 日程第 12 | 報告事項 1   | 瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について        |

開会 午前 9 時 00 分

大井教育長 ただいまの出席委員は 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和 8 年瑞穂町教育委員会第 3 回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 28 条の規定により、教育長において、3 番、村上委員を指名いたします。

日程第 2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。何か質問はございますでしょうか。

ご質問ございませんので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第 3、議案第 7 号、瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、日程第 4、議案第 8 号、瑞穂町公立学校の主任の職の指定等に関する要綱を廃止する訓令、こちらは関連がありますので、一括審議とさせていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の発言)

大井教育長

異議なしと認め一括審議といたします。  
教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。

議案第7号及び議案第8号につきましては、学校教育法の改正等に伴い、規則の一部改正及び要綱を廃止する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明いたします。

教育指導課長

説明いたします。

議案第7号については、学校教育法の改正に伴い、「主務教諭」を設置する必要がありますが、東京都では独自に「主任教諭」を設置しており、主任教諭は主務教諭と同等であることから、主任教諭を学校教育法上の主務教諭に位置付けるための改正を行うものです。

2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。改正箇所を説明いたします。

第7条の4第1項では、主務教諭の設置を、第2項では主務教諭が担当する校務を規定します。第3項では名称を主任教諭と規定します。第4項及び第5項では主任養護教諭について、第6項及び第7項では主任栄養教諭について規定します。

第7条の5第1項及び3項では、これまで主幹教諭のみに規定されていた校務分掌上の主任を担当した場合、当該主任は置かないことができる規定を主務教諭にも適用するものです。

第7条の7では、研究主任として主務教諭を位置付けることを規定します。

附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。

議案第8号については、議案第7号の改正に伴い要綱を廃止するものです。

以上、説明とさせていただきます。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより、議案第7号及び議案第8号に対する質疑に入ります。何かご質疑

はございますか。

村上委員

名称が変わるというだけでよろしいでしょうか。それとも何かほかに、役割として変わるものがあるのか教えてください。

教育指導課長

お答えします。もともと東京都では先んじて主任教諭を置いておりましたので、国のほうが定めた主務教諭をそこに当てはめるということですので実情の変わりはないとご認識いただければと思います。

以上です。

大井教育長

ほかにもございますか。ほかにもございませんので、質疑を終結いたします。  
これより議案第7号及び議案第8号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議はございますか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りいたします。議案第8号を原案どおり決定することにご異議はございますか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第9号、瑞穂町教育委員会交際費支出基準を議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。

議案第9号については、瑞穂町教育委員会の円滑な事務執行のため、関係団体との懇談及び儀礼並びに瑞穂町立学校教職員及び児童・生徒に対する儀礼の交際費の支出基準を定める必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたします。

学校教育課長

説明いたします。1枚おめくりください。

第1条は、目的で、教育委員会の円滑な事務執行のため各種儀礼の交際費の支出基準を定めることとしています。ただし、瑞穂町特別職及び瑞穂町非常勤特別職の弔意については、瑞穂町弔意基準によるものとします。

第2条は、教育委員会交際費の支出で、教育行政の運営上必要性を有し、かつ、社会通念上妥当と認められる場合に支出すると定めるものです。

第3条は、教育委員会交際費の種別等で、表に掲げる通り、祝金、記念品、弔慰金等及び傷病見舞金とします。また、種別ごとの支出金額は別表のとおりとすることを定めるものです。

第4条は、その他として、この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるとするものです。

附則としまして、この訓令は、令和8年4月1日から施行するものです。

なお、今までは平成14年8月16日に制定した内部規定の支出基準で運用していましたが、令和8年度からは訓令として制定し、運用していくものです。

従前の基準の内容とほぼ同じ内容で、第3条において交際費の種別とその内容について見やすさを考慮し表にまとめました。また、傷病見舞金において、「ただし、同年度内、同一傷病につき1回とする。」の文言を追加しました。現行の基準では、何度でも贈ることができてしまうため、回数制限を設けるなど、従前から変更しようとするものです。

以上で説明を終わります。

大井教育長  
村上委員  
学校教育課長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。

感想なんですけど、今まできちっと決まっていなかったということに逆にびっくりしています。

きちっと決まっていなかったということではなく、内部規程ということで運用していました。教育委員会の透明性を考慮し訓令という形をとることといたしました。

大井教育長

ほかにごございますか。ほかにごございませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議はございますか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第10号、瑞穂町文化賞表彰要綱の一部を改正する告示を議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。

議案第10号については、文化賞表彰の審査会における委員選出条件を見直すため、要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、社会教育課長が説明いたします。

社会教育課長

ご説明いたします。

議案第10号でございますが、瑞穂町文化賞表彰の審査会において、瑞穂町文化連盟から1名を委嘱することとしていましたが、令和8年3月31日をもって、瑞穂町文化連盟が解散することに伴い、要綱の一部を改正するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。改正箇所を説明いたします。

要綱第6条を次のように改めます。第6条文中の括弧内に、「第4号及び」を加え、第1号の瑞穂町文化連盟を第4号の学識経験者に改め、人数規定を削り、各号の順番を改め文化賞の表彰者選考に適した審査ができるようにするものです。附則として、この告示は令和8年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

大井教育長  
日野委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますか。

人数の方を撤廃するという事は、それぞれの会議、委員会等においてゼロもありうるということと解釈してよろしいでしょうか。

社会教育課長

お答えいたします。それぞれの団体からゼロということではなく、その年度の推薦いただく項目によって、適切なきに2人であったり1人ということもお願いすることが可能になるということで、ゼロということではなく、お一方だけは出ていただくような形をお願いしたいと考えています。

大井教育長

ほかにございますか。ほかにございませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議はございますか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第11号、令和8年度瑞穂町立学校教育課程編成について、を議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

ご説明足します。

議案第11号については、学校教育法施行規則第50条及び同規則第72条並びに学習指導要領の規定により、瑞穂町立学校の教育課程を管理する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、統括指導主事が説明いたします。

統括指導主事

ご説明いたします。

本日、机上配布させていただいた左側ステープラー止めの冊子をご覧ください。

学校が教育委員会に届出る教育課程の第1表から第4表を取りまとめさせていただきました。瑞穂第一小、第四小及び瑞穂中学校については、通常の学級に加えて、特別支援固定学級の資料も綴じさせていただきました。

作成にあたっては、令和7年12月の教育課程説明会を開催し、第2次瑞穂町教育基本計画後期計画を基に、令和8年度の教育委員会の方針を示しました。令和8年1月には、各校から原案の提出があり、内容の分かりやすさや読みやすさを含めた、いくつかの観点で指導・助言と改善の依頼を行いました。2月には修正版を基に、全校との個別相談を行いました。

学校の教育目標の実現に向けて、学校が何を行い、どのような子どもを育てようとしているのか、何ができるようにするのかを明確にし、そのための基本方針と指導の重点、授業時数及び年間計画を明記したものを本日、配布させていただきました。

本資料は、特色ある教育活動、校内研究、人材育成等の根拠資料となります。ご確認いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

大井教育長  
村上委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。

この令和8年度の教育課程について、今、目にしたばかりなのでこれについては、読んでいないのでどういった点がいいのかっていうところがわからないんですけども、令和7年度までのこういったものに対して、どこまで達成できているのかとか、あと、こういった反省点があるよとかいうことが、校長先生の方からお話があったんでしょうか。それを踏まえた上での令和8年度になっているのかどうかということをお尋ねしたい。

統括指導主事

お答えします。

まず校長の方は、第三者評価を行ってございまして、その際に教育課程に対する評価はご説明いただいております。本日は第三者評価の資料が間に合っておりませんが、こちらのほうはずっとやりとりをしている最中でございますので、後日ご提示させていただければと思います。反省を踏まえて令和8年度の教育課程の編成というプロセスを経ていますので、そのようにご理解していただければと思います。

以上でございます。

日野委員

重箱をつつくような感じなんですけれども、瑞穂中学校の特別支援学級の教育課程の4番のところですが、合計の欄が記載されていないんですね。何か意図的なものなのでしょうか。

教育指導課長

お答えします。

こちらにつきましては、お恥ずかしい話ですが、事前のチェックの段階で相違がありまして、特に8月の分の、夏季休業日の変更のところで従来のままになっているので、31日まで夏季休業日なので直しなさいと指示を出したところで、その後、訂正のところであまりいい感じじゃなかったようで、申し訳ございません。

大井教育長  
村上委員

それでは、委員の皆様にご改めたものを提示するということでお願いします。

今のところで、8月が夏季休業、伸びますよといったところで、学校の行事等の関係を割り振っていく中で、非常にタイトになってしまったような感じで、どういうふうクリアされたのかなと思います。

統括指導主事

お答えします。

8月の日数の減に関しましては、それによって授業の時数の確保のところ、学校の方は、そういう状況

になったということで、元々昨年度の段階でも行うべき内容をきっちりパンパンでやっていたという状況ではございませんでしたので、その中の余裕の部分を使って今年度は実施していくということで捉えていますので、5日間の日数減に伴ってそこまでの状況になっていないというところでございます。

以上でございます。

教育指導課長

補足いたします。

統括指導主事と指導主事から報告が上がっている中で一番苦しんだ点というのは、給食のところでは給食を年間決められた日数を供給するために、8月の5日間ということがありますので、終業式ギリギリのところまで給食を、前の日まで取るとかですね、そういったところで学校は苦勞してたところがありますが、すべてクリアされたものであります。

以上でございます。

村上委員

例えば災害であったりとか、いろんな形で不測の事態が起こるのかなと思うと、できれば余裕を持ったものが望ましいのかなと、そこらへんが今後の課題かなと思いますので、教育委員会としてどのように協力していくのかというところで、考えていっていただければと思います。

日野委員

私も夏季休業が増えるというところで、これによってどれぐらい授業時数がどうなるのかというところで、1,200とか私たちの時代はあったかと思うんですが、これが減って、これは仕方がないことかと思うんですけども。ちょっとお聞きしたいのが第三小学校の方ですね、年間総授業時数が高学年で1,015に対して1,018とちょっと数だけ見ると学校差っていうのがあるのか。第3表のところでは

統括指導主事

お答えします。

我々の方から学校に対して指導している時数につきましては、標準時数を計画の段階で下回らないようにと指導しております。その上で学校の方で授業時数を確保しているということでございまして、学校によって多少の時間数の差が生じているというところでございます。

以上でございます。

大井教育長

ほかにございますか。ほかにございませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第11号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第11号を原案どおり決定することにご異議はございますか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第12号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、を議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。

議案第12号については、瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、次の者を任命したいので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名 田中 献一、裏面をご覧ください。田村 裕、右側をご覧ください。高橋阿由美、裏面をご覧ください。佐藤 智美、右側をご覧ください。筒井 一希、裏面をご覧ください。濱辺奈津子。生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。

なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。5名は、令和7年度に引き続き選任、1名は令和8年度に新規に選任するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。

ご質疑ございませんので質疑を終結いたします。

人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第12号を原案どおり決定することにご異議はございますか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第13号、瑞穂町青少年委員の委嘱について、を議題とします。なお、本議案については、白石委員が該当されていますので、一時、ご退席をお願いいたします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。

議案第13号については、瑞穂町青少年委員が令和8年3月31日任期満了となるため、瑞穂町青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例第3条の規定により、別紙の者を委嘱したいので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名、石倉 望、大久保 寿江、大塚 幸子、笹井 鎮彦、佐藤 照美、白石 渚、鈴木 みゆき、中野 理貴子、中山 幸子、古川 智之、村野 重徳、渡邊 由香里。住所及び生年月日は、記載のとおりです。12名すべての委員が再任です。

任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。

村上委員

皆さん、長く関わっていらっしゃる方の中で、具体的には今まで何年間ぐらい経験されてきたのかなというところをお聞きします。

社会教育課長

お答えいたします。

一番長い方で7期ということになります。実際それぞれ複数期お務めいただいているわけですが、途中で

コロナ禍がありまして、子どもたちとの宿泊研修が中断になっていた時期がございました。この近年で再開してきたんですけれども、特に白石委員につきましては、唯一宿泊研修を経験されている委員ということで、概ね5期10年で退任される方が多いんですけれども、こちらとしても残られる委員の方々からも、伝授されてからということでもう1期というところで、ご了解いただき再任になったというところでございます。

以上です。

村上委員

皆さん、経験が、コロナがあったことで足りていないってことですかね。

社会教育課長

それぞれPTAの役員をやっていた方、町内会に携わっている方ということの中で、子どもとのふれあいの仕方とか、また女性の方が多いということで母親としてお子さんとのふれあいがある中で経験が薄いということはないんですが、事業として進行したり携わったりすることについては、まだ数年ですので足りていないということはありませんが、活動していただいているところでございます。

村上委員

失っている部分を取り返していただいて、組織として同じ人が長く続けてしまうと、例えば新たに入ってくる人にとって、もどかしいものになってしまったりすることがあるので、やはり組織を活性化するためにはあるところから切り替えていく必要があるのかなと思います。ただ、今のお話ですと、例えば白石委員のように自分の知識を受け渡し切れなくてということであれば、引き続き、引き継いでいくようにやっていただけると、子どもたちにも、また新しい知識を持っている人たちが入ってくることによって変化がある、ということになっていきますので、ぜひ、今委員に選ばれた方たちにも時代の流れとともにいろんな情報を取り入れて事業展開を考えていくということをお願いしたいと思います。

社会教育課長

ありがとうございます。今いただきました言葉を会議において伝えていきたいと思います。

大井教育長

ほかにもございますか。ほかにもございませんので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議はございますか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第14号、瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について、を議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。

議案第14号については、瑞穂町スポーツ推進委員が令和8年3月31日任期満了となるため、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、別紙の者を委嘱したいので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名、石倉 礼一、伊藤 大輔、木村 昌子、小山 恵子、小山 宏、高水 昌彦、竹嶋 一茂、田中 亜津子、田中 啓夫、並木 則子、西村 元、原 幸子、深堀 豪、細渕 瑛司。住所及び生年月日は、記載のとおりです。また、木村氏、高水氏、細渕氏は新任、それ以外の方は、再任です。

任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。

ご質疑ございませんので質疑を終結いたします。

人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第14号を原案どおり決定することにご異議はございますか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第15号、瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。

議案第15号については、瑞穂町文化財保護審議会委員が令和8年3月31日任期満了となるため、瑞穂町文化財保護条例第47条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名、梅原 祐子、大久保 伴季、北爪 寛之、久保田 吉範、栗原 耕司、佐藤 誠、塩島 清志、滝澤 福一、鳥海 郷子、村上 文男。住所及び生年月日は記載のとおりです。10名中、再任9名、新任1名で、任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。

ご質疑ございませんので質疑を終結いたします。

人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第15号を原案どおり決定することにご異議はございますか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第12、報告事項1、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について、を議題とします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長

説明いたします。

報告事項1につきましては、令和8年3月18日に人事異動の内示がありましたので報告いたします。

1枚おめくりください。令和8年4月1日付けの人事異動内示のあった職員の一覧です。表は左から新たな所属と職名、氏名、旧所属と職名が記されています。

1行目、社会教育課長、田中 慎吾は、企画部 財政課 財政係長からの昇任です。2行目、図書館長、橋本 正志は、社会教育課長からの異動です。3行目、学校教育課庶務係長、堂垣 祐介は、住民部 環境課 ご

み対策係長からの異動です。4行目、教育指導課指導係長、田中 悠也は、協働推進部産業経済課農政係長からの異動です。5行目、社会教育課社会教育係長、内野 大輔は、住民部 税務課 納税係長からの異動です。6行目、社会教育課ねりんピック担当主査、猪俣 良次は、協働推進部産業経済課商工係からの昇任です。7行目、教育指導課教職員係、永田 万菜は、新規採用です。8行目、社会教育課社会教育係、徳田 祐己は、都市整備部都市計画課計画・住宅係からの異動です。9行目、社会教育課スポーツ推進係、加藤 詩乃は、新規採用です。10行目、会計課長、友野 裕之は、図書館長からの異動です。11行目、住民部税務課資産税係長、栗原 崇行は、学校教育課庶務係長からの異動です。12行目、都市整備部都市計画課区画整理係長、中野 雄司は、社会教育課社会教育係長からの異動です。13行目、田口 恵里子は、退職です。14行目、企画部総務課総務係、宮鍋 隆志は、社会教育課 スポーツ推進係からの異動です。15行目、都市整備部交通政策モノレール推進課公共交通係、野澤 江梨子は、社会教育課社会教育係からの異動です。

以上で説明を終わります。

大井教育長  
関谷委員  
教育部長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますか。

感想です。一生懸命やっていた方が一気に変わるのを見て大丈夫かなという気がします。

お答えいたします。

私、以前総務課長になっておりましたので、人事異動について少し説明いたします。確かに、今、委員がおっしゃったように一部の係で長い職員が異動しないとか、早いサイクルで異動するということがございました。ただ、人事担当としては、役場全体の人事を動かしていかなければなりません。どうしても動かさなければならぬということも出てきてしまいます。そのような場合には、職員に対しまして、十分な引き継ぎを徹底するようにしたり、異動後も確認できる体制をとるようにしています。この点も踏まえご理解いただければと思います。

以上です。

関谷委員

住民レベルでの発言ですが。係員と久しく一緒になって取り組んできた者として、急に異動となると非常に困るというか残念な気持ちになるというような声も拾ってもらえたらと思います。

教育部長

貴重なご意見ありがとうございました。職員としても住民の方々にそのように思っただけると非常に幸せなことだと思います。

大井教育長

地方公務員にとって人事異動はどうしてもついて回るもので、新たな職員でも新たな関係を築けるよう一生懸命取り組むよう指導して参りますので、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

ほかにごございますか。ほかにご質問ないようですので、委員に左様ご了承願ひます。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて、令和8年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時48分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員